

埼玉県保育士宿舎借上補助事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日付雇児発0417第2号）の別添4「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」により事業を実施する市町村（以下、「市町村」という。）とする。

3 事業の内容

市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。）及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、次の（1）、（2）及び（3）の要件を満たす者とする。

（1）保育所等に採用された日から起算して7年以内の者とする。ただし、次に該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ・ 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市町村（ただし、令和5年度に限り、令和3年度及び令和4年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村は除く。）。

また、令和2年度、令和3年度又は令和4年度から本事業による借り上げ支援を受けていた者で引き続き令和5年度も事業の対象となる者のうち、令和2年度、令和3年度又は令和4年度において「保育所等に採用された日から起算して5年以内の者」だった者は、令和5年度も引き続き、「保育所等に採用された日から起算して5年以内」の者とする。

（経過措置）

ア ①～④のいずれかに該当する市町村については、令和5年度に限り本事業の対象者に、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和5年3月31日時点において、平成

29年度から令和2年度の経過措置を含め、①～④のそれぞれの年度から引き続き現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

- ① 平成29年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は7年以内の者となる市町村
- ② 平成30年度において、「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は7年以内の者となる市町村
- ③ 令和元年度において、「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は7年以内の者となる市町村
- ④ 令和2年度において、「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は7年以内の者となる市町村

イ 令和3年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は7年以内の者となる市町村に該当する市町村については、令和5年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者（令和5年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

ウ 令和4年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え8年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和5年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内または7年以内の者となる市町村に該当する市町村については、令和5年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え8年以内の者（令和5年3月31日時点において、令和4年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

(2) 以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- ① 単身で住民票上世帯主であること
- ② ひとり親家庭の場合は、世帯主であること及び18歳以下の子を養育していること
- ③ その他、県が①又は②と同様であると認める場合

(3) 令和4年度以前に開設された保育所等においては、以下のいずれかの要件を満たさない場合は、1施設1人までを対象者とする。

- ① 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け三府省連名通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること（当該年

度に同通知に基づきキャリアパス要件届出書又は処遇改善等加算Ⅱの加算認定申請書を提出する施設を含む)

②その他、県が①と同様であると認める場合

5 留意事項

- (1) 宿舍借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、対象としないこと。
- (2) 未入居の月は、対象としないこと。
- (3) 入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。
- (4) 令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舍に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用できること。
- (5) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。
- (6) 市町村は提出された補助交付申請書に基づき、適切に補助が行えるよう、各年度補助に必要な予算を措置すること。

6 費用

県は別に定めるところにより、市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。